

# 市指定寄附金制度の概要

## 地方税法

所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として当該市町村の条例で定めるもの（同法第314条の7第1項第3号）

## 市税条例の規定

「第1号から第10号までに掲げるものに関しては、市民の福祉の増進に寄与するもので、規則で定めるところにより市長が指定した法人又は公益信託に対するものに限る。」と規定するとともに、対象となる10種類の寄附金を次表のとおり規定しています。（市税条例第24条第1項関係）

第1号	財務大臣が指定した公益法人などに対する寄附金
第2号	独立行政法人に対する寄附金
第3号	地方独立行政法人に対する寄附金
第4号	所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金
第5号	公益社団法人及び公益財団法人に対する寄附金
第6号	学校法人に対する寄附金
第7号	社会福祉法人に対する寄附金
第8号	更生保護法人に対する寄附金
第9号	特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭
第10号	認定NPO及び特定地域雇用等促進法人に対する寄附金

### 控除額の計算方法

寄附金（総所得金額等の30%を限度）から2千円を控除した金額に6%を乗じて得た金額となります。

## 市寄附金税額控除に関する規則の制定内容

市税条例に規定する「第1号から第10号までに掲げるものに関しては、市民の福祉の増進に寄与するもので、規則で定めるところにより市長が指定した法人又は公益信託に対するものに限る。」については、次の指定基準とします。

### 原則的指定基準

市内に事務所又は事業所を有する法人に対する寄附金

### 例外的指定基準

市内に事務所又は事業所を有しない法人のうち、市と協定書その他これに準ずる書面を交わしている法人に対する寄附金

### 市指定寄附金の指定方法

申請書を提出していただいた後、委員会審査のうえ、市長が指定します。

### 施行期日等

- ① 施行期日 平成22年度課税から実施
- ② 適用年月日 指定の決定をした日に属する年の1月1日又は指定基準を満たした日のうち、いずれか遅い日以後にされた寄附金から適用します。